

第 1 号議案 平成 29 年度事業報告

豊橋市民成年後見センターは、H29 年、市民後見人活動を中心に、医療機関、包括支援センター、ケアハウス・グループホームや介護事業所へ啓蒙活動を行ってゆく必要があると感じ実施、活動してまいりました。

豊橋市民成年後見センターは、弁護士・司法書士が中心ではなく「一般市民」が中心となって活動する市民後見人を形にする為の努力を続けています。物事への判断能力が著しく低下している知的・精神障害者の財産管理、身上監護を行ってまいりました。活動を行う際には、「市民」の温かみのある援助を前面に活かす努力を心がけました。

① 会員数について

新たな新会員 2 名が加入しましたが、思うほど入会が伸びませんでした。会員を増やすための普及、啓発活動に当法人のパンフレットも作成しましたが上手く活用出来なかったと反省しています。

② 一般相談活動、啓発活動

電話連絡を受ける体制は整っています。しかし連絡内容を共有できていない事が多々ありました。また福祉団体、民生委員、包括支援センター、社会福祉協議会等への啓蒙活動目標も部分達成でした。

③ 市民後見人養成

後見人養成講習は企画・実施は出来ませんでした。

④ 成年後見制度申立支援、後見人など受任までの活動

昨年度 1 名の申立を行い、24 例目となりました。

⑤ 事例検討会

当法人では 2 か月に 1 回（第 1 火曜日）、事例検討会を行っていました。定期的に実施してきました。

⑥ 運営委員会の設置と運営

毎月第 3 土曜日に、ほぼ実施することが出来ました。場所は新たに「あいトピア」内の会議室利用し実施することができました。

⑦ 理事会の役割

理事が定める日程で、理事会を行います。理事会では、様々な取り決めや運営委員会が出された提案や事案を決着します。運営委員会による決定事項は、理事会決着に準じるようにサポートしてきました。会員の意見を集め、被後見人事案は、会議で受任の有無を慎重に決定してきました。